

第4部 目標年度の障害のある人の数

1 目標年度の人口

平成27年度に策定した「白山市人口ビジョン」の人口推計により、目標年度である平成35年度（2023年度）の年齢区分別人口を次のとおりとします。

目標年度の高齢化率（65歳以上／総人口）は、男性25.9%、女性で30.8%、合わせて28.5%になると推計されます。

■性別・年齢区分別人口

（単位：人、％）

区分		平成 29 年度		平成 35 年度 (2023 年度)	
		人数	構成比	人数	構成比
総人口	男性	52,946	48.5%	52,911	48.4%
	女性	56,232	51.5%	56,367	51.6%
	合計	109,178	100.0%	109,278	100.0%
20 歳未満	男性	10,591	9.7%	10,136	9.3%
	女性	10,386	9.5%	9,932	9.1%
	合計	20,977	19.2%	20,068	18.4%
20～39 歳	男性	11,543	10.6%	11,435	10.5%
	女性	11,111	10.2%	10,939	10.0%
	合計	22,654	20.7%	22,374	20.5%
40～64 歳	男性	17,967	16.5%	17,616	16.1%
	女性	18,620	17.1%	18,116	16.6%
	合計	36,587	33.5%	35,732	32.7%
65 歳以上	男性	12,845	11.8%	13,724	12.6%
	女性	16,115	14.8%	17,380	15.9%
	合計	28,960	26.5%	31,104	28.5%

注 いずれの年度も、平成27年10月策定の「白山市人口ビジョン」からの推計値であり、平成29年度の数値は実際の住民基本台帳人口と異なります。

2 目標年度の身体障害者手帳所持者数

目標年度の身体障害者手帳所持者数は、次の算式により求めました。

$$\begin{aligned}
 & \frac{\text{平成29年4月1日（性別・年齢区分別・障害の種類別）身体障害者手帳所持者数}}{\text{平成29年度性別・年齢区分別人口}} \times \frac{\text{目標年度の性別・年齢区分別人口}}{\text{平成29年度性別・年齢区分別人口}} = A \\
 & \text{身体障害者手帳取得者の伸び率（平成24年度→平成29年度）} \\
 & A \times \left(\text{視覚 } 0.98、\text{聴覚平衡 } 1.00、\text{音声言語 } 1.05、\text{肢体不自由 } 0.95、\text{内部 } 1.05 \right)
 \end{aligned}$$

平成29年度と平成35年度（2023年度）の年齢区分別身体障害者手帳所持者数を比較すると、65歳未満ではやや減少し、65歳以上で増加、合計でやや増加するものと推計されます。

■身体障害者手帳所持者数

平成29年度

(単位：人)

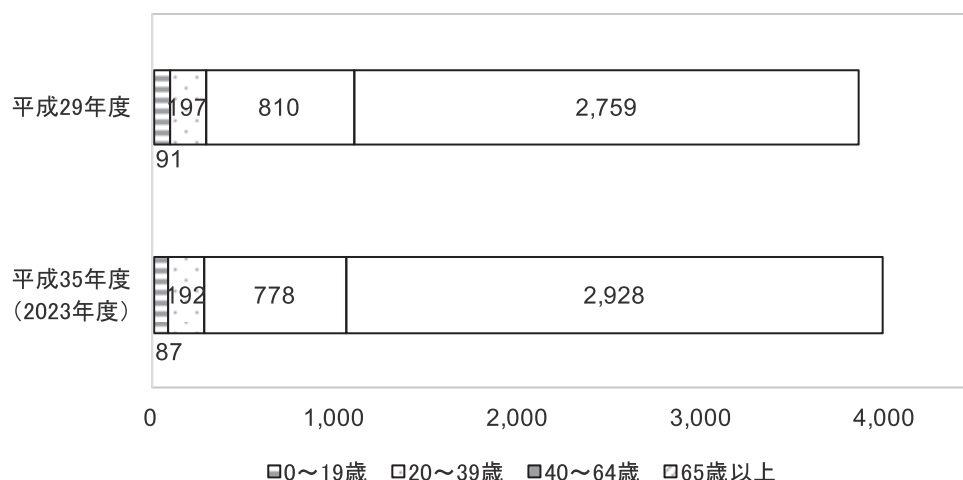
区分	0～19 歳		20～39 歳		40～64 歳		65 歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
視覚障害	2	0	6	5	26	12	69	85	103	102	205
聴覚平衡 障害	11	11	15	7	12	20	72	114	110	152	262
音声言語 そしゃく障害	0	0	4	1	15	2	18	3	37	6	43
肢体 不自由	30	22	63	43	217	283	565	991	875	1,339	2,214
内部障害	6	9	28	25	156	67	477	365	667	466	1,133
合計	49	42	116	81	426	384	1,201	1,558	1,792	2,065	3,857
	91		197		810		2,759				

平成35年度（2023年度）

(単位：人)

区分	0～19 歳		20～39 歳		40～64 歳		65 歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
視覚障害	2	0	6	5	25	12	71	89	104	106	210
聴覚平衡 障害	11	11	15	7	12	19	80	125	118	162	280
音声言語 そしゃく障害	0	0	4	1	16	2	19	3	39	6	45
肢体 不自由	28	20	59	40	202	261	574	1,016	863	1,337	2,200
内部障害	6	9	29	26	161	68	536	415	732	518	1,250
合計	47	40	113	79	416	362	1,280	1,648	1,856	2,129	3,985
	87		192		778		2,928				

■年齢別身体障害者手帳所持者数（単位：人）



3 目標年度の療育手帳所持者数

目標年度の療育手帳所持者数は、次の算式により求めました。

$$\frac{\text{平成 29 年 4 月 1 日（性別・年齢区分別・障害の種類別）療育手帳所持者数}}{\text{平成 29 年度性別・年齢区分別人口}} \times \frac{\text{目標年度の性別・年齢区分別人口}}{\text{平成 29 年度性別・年齢区分別人口}} = A$$

療育手帳取得者の伸び率（平成 24 年度→平成 29 年度）

$$A \times (\text{判定 A } 1.04, \text{判定 B } 1.10)$$

平成 29 年度と平成 35 年度（2023 年度）の年齢区分別療育手帳所持者数を比較すると、全ての年齢層でやや増加すると推計されます。

■療育手帳所持者数

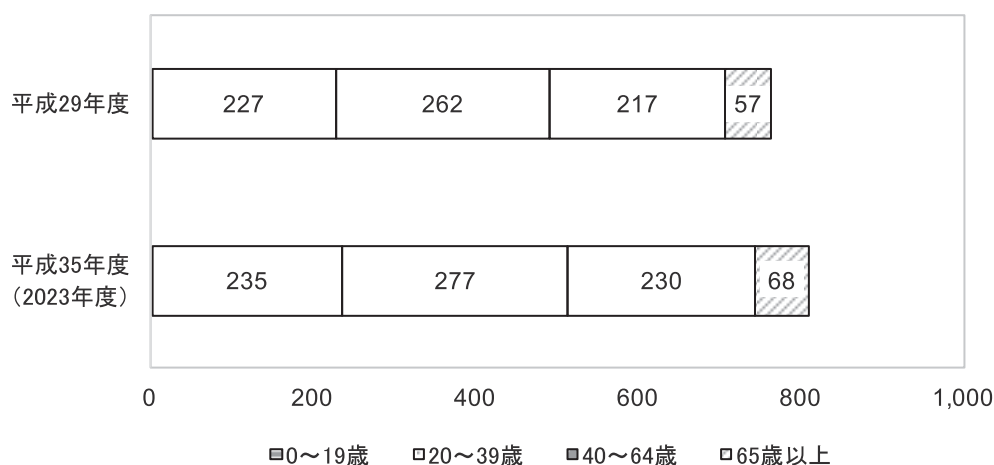
平成 29 年度 (単位：人)

区分	0～19 歳		20～39 歳		40～64 歳		65 歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
判定 A	50	19	77	44	48	44	8	13	183	120	303
判定 B	112	46	90	51	76	49	26	10	304	156	460
合計	162	65	167	95	124	93	34	23	487	276	763
	227		262		217		57				

平成 35 年度（2023 年度） (単位：人)

区分	0～19 歳		20～39 歳		40～64 歳		65 歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
判定 A	50	19	79	45	49	45	8	15	186	124	310
判定 B	118	48	98	55	83	53	32	13	331	169	500
合計	168	67	177	100	132	98	40	28	517	293	810
	235		277		230		68				

■年齢別療育手帳所持者数（単位：人）



4 目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数

目標年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、次の算式により求めました。

$$\frac{\text{平成 29 年 4 月 1 日（性別・年齢区分別・障害の種類別）精神障害者保健福祉手帳所持者数}}{\text{平成 29 年度性別・年齢区分別人口}} \times \frac{\text{目標年度の性別・年齢区分別人口}}{\text{平成 29 年度性別・年齢区分別人口}} = A$$

$$A \times (\text{精神障害者保健福祉手帳取得者の伸び率（平成 24 年度→平成 29 年度）}) = B$$

（1級 1.0、2・3級 1.30）

平成 29 年度と平成 35 年度（2023 年度）の年齢区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、全ての年齢層で増加すると推計されます。なお、精神に障害があっても精神障害者保健福祉手帳を所持しない人も多く、手帳を所持した人に有利な制度等が増えると、精神障害者保健福祉手帳所持者はさらに増加することと考えられます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者

平成 29 年度

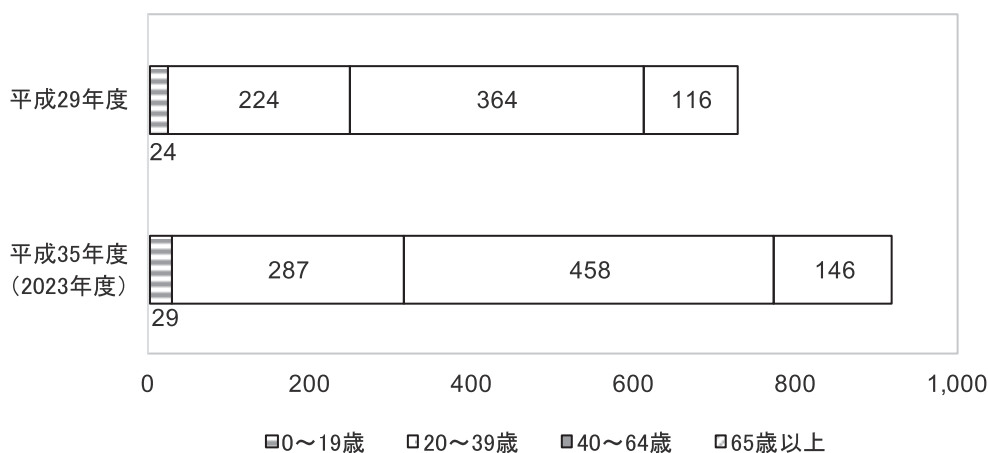
（単位：人）

区分	0～19 歳		20～39 歳		40～64 歳		65 歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1 級	0	0	1	0	5	5	5	15	11	20	31
2 級	18	4	93	103	154	137	36	48	301	292	593
3 級	1	1	19	8	31	32	4	8	55	49	104
合計	19	5	113	111	190	174	45	71	367	361	728
	24		224		364		116				

平成 35 年度（2023 年度）（単位：人）

区分	0～19 歳		20～39 歳		40～64 歳		65 歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1 級	0	0	1	0	5	5	4	15	10	20	30
2 級	22	5	120	131	196	173	47	66	385	375	760
3 級	1	1	25	10	39	40	3	11	68	62	130
合計	23	6	146	141	240	218	54	92	463	457	920
	29		287		458		146				

■ 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数（単位：人）



5 難病性疾患のある人

障害者総合支援法では、358 疾病が障害福祉サービス受給対象となります。難病性疾患のある人の人数を把握することは難しく、目標年度の人数を推計することは困難ですが、65 歳以上の人や身体障害者手帳等を所持している人が相当数いると考えられます。

6 発達障害のある人

平成 24 年に文部科学省が行った「通常の学級に在籍する発達障害のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、学習面または行動面で著しい困難を示す小中学生の割合は 6.5%程度と示されています。これを本市に当てはめると 650 人程度になります。就学前児童や 15 歳以上にも発達障害のある人はいますので、人数を把握することは難しく、目標年度の人数を推計することは困難です。なお、発達障害のある人は、障害者基本法で精神障害のある人に含まれます。

7 高次脳機能障害のある人

脳に損傷を受けると、覚えることができない、すぐ忘れる、集中力が続かない、コミュニケーションがとれないなどの後遺症が残ることがあります。これを高次脳機能障害といい、人数を把握することは難しく、目標年度の人数を推計することは困難です。高次脳機能障害のある人は精神障害のある人として障害者総合支援法に基づくサービスを受けることができます。